

平成 27 年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について（概要）

平成 17 年 4 月に施行された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされています。

平成 27 年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要（速報値）は、以下のとおりです。

《調査対象》

○ 対象機関

- ・ 国の行政機関（45 機関）
- ・ 独立行政法人等（202 機関）

○ 対象期間

平成 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までの状況について、平成 28 年 3 月 31 日現在で調査

1 個人情報ファイルの状況

（1）個人情報ファイルの保有状況

行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報ファイルについては、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするため、識別される個人の数が 1,000 人以上のものにつき個人情報ファイル簿を作成・公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

平成 28 年 3 月 31 日現在、個人情報ファイル簿に記載された個人情報ファイルの数は、次のとおり。

（単位：ファイル）

| | 行政機関 | 独立行政法人等 |
|--------------|--------|---------|
| 個人情報ファイル数 | 62,603 | 12,967 |
| （参考）平成 26 年度 | 64,632 | 13,589 |

○ 個人情報ファイル数の機関別内訳

(単位：ファイル)

| 行政機関 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 | 独立行政法人等 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|----------|----------|------------|----------|----------|
| 国税庁 | 56,050 | 57,807 | 国立病院機構 | 2,997 | 3,155 |
| 法務省 | 4,315 | 4,569 | 地域医療機能推進機構 | 1,777 | 2,043 |
| 農林水産省 | 490 | 527 | 日本司法支援センター | 961 | 961 |
| 厚生労働省 | 419 | 404 | 九州大学 | 416 | 403 |
| 総務省 | 265 | 268 | 国立高等専門学校機構 | 307 | 363 |
| 財務省 | 265 | 265 | 筑波大学 | 304 | 351 |
| その他 | 799 | 792 | その他 | 6,205 | 6,313 |
| 計 | 62,603 | 64,632 | 計 | 12,967 | 13,589 |

(2) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、法令に基づく場合や、社会公共の利益になる場合、本人の同意がある場合に限り、認められている。

平成 27 年度に利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、次のとおり。

(単位：ファイル)

| | 行政機関 | 独立行政法人等 |
|-----------------------------|-------|---------|
| 法令に基づく場合(注1) | 2,523 | 261 |
| (参考) 平成 26 年度 | 2,698 | 324 |
| 社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合(注2) | 238 | 251 |
| (参考) 平成 26 年度 | 279 | 238 |

(注) 1. 「法令に基づく場合」とは、例えば、行政機関、独立行政法人等が国税徴収法第 141 条に基づく検査において保有個人情報を提供したものなどがある。

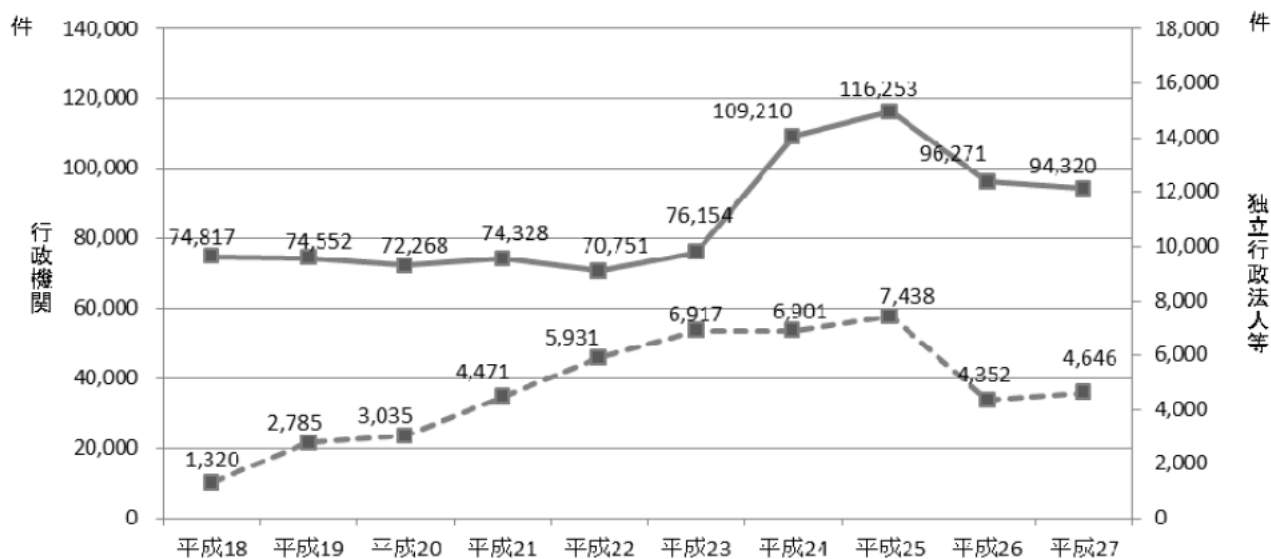
2. 「社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合」とは、例えば、宮内庁が皇室の活動を広く紹介するため、勲章・褒章拝謁者名簿を報道機関に提供する場合などがある。

2 開示・訂正・利用停止請求の状況

(1) 請求件数

平成 27 年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では 94,320 件、独立行政法人等では 4,646 件である。

○ 開示請求件数の推移



○ 開示請求件数の機関別内訳

(単位: 件)

| 行政機関 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-------|--------|--------|
| 国税庁 | 56,914 | 59,106 |
| 法務省 | 26,118 | 26,756 |
| 厚生労働省 | 7,408 | 6,736 |
| 人事院 | 1,737 | 1,758 |
| 金融庁 | 1,010 | 859 |
| その他 | 1,133 | 1,056 |
| 計 | 94,320 | 96,271 |

| 独立行政法人等 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|
| 東北大学 | 1,637 | 1,414 |
| 東京大学 | 761 | 817 |
| 大学入試センター | 291 | 265 |
| 東京医科歯科大学 | 257 | 196 |
| 京都大学 | 237 | 171 |
| その他 | 1,463 | 1,489 |
| 計 | 4,646 | 4,352 |

○ 開示・訂正・利用停止請求の件数

(単位: 件)

| | 年度 | 行政機関 | 独立行政法人等 |
|--------|------------|--------|---------|
| 開示請求 | 平成27年度 | 94,320 | 4,646 |
| | (参考)平成26年度 | 96,271 | 4,352 |
| 訂正請求 | 平成27年度 | 34 | 6 |
| | (参考)平成26年度 | 38 | 28 |
| 利用停止請求 | 平成27年度 | 16 | 1 |
| | (参考)平成26年度 | 6 | 4 |

(2) 開示・訂正・利用停止決定等の件数

平成 27 年度には、行政機関では、開示請求に係る決定が 94,065 件なされ、このうち、全部を開示する決定が 38,597 件 (41.0%)、一部を開示する決定が 52,818 件 (56.2%)、不開示の決定が 2,650 件 (2.8%) となっている。

また、独立行政法人等では、開示請求に係る決定が 4,634 件なされ、このうち、全部を開示する決定が 3,926 件 (84.7%)、一部を開示する決定が 609 件 (13.1%)、不開示の決定が 99 件 (2.1%) となっている。

(単位：件、%)

| | 年度 | 行政機関 | | | | 独立行政法人等 | | | |
|--------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| | | 計 | 開示・訂正・利用停止決定 (全部) | 開示・訂正・利用停止決定 (一部) | 不開示・不訂正・不利用停止決定 | 計 | 開示・訂正・利用停止決定 (全部) | 開示・訂正・利用停止決定 (一部) | 不開示・不訂正・不利用停止決定 |
| 開示請求 | 平成 27 年度 | 94,065 (100) | 38,597 (41.0) | 52,818 (56.2) | 2,650 (2.8) | 4,634 (100) | 3,926 (84.7) | 609 (13.1) | 99 (2.1) |
| | (参考) 平成 26 年度 | 97,112 (100) | 39,331 (40.5) | 54,312 (55.9) | 3,469 (3.6) | 4,376 (100) | 3,717 (84.9) | 547 (12.5) | 112 (2.6) |
| 訂正請求 | 平成 27 年度 | 37 (100) | 3 (8.1) | 7 (18.9) | 27 (73.0) | 7 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 7 (100) |
| | (参考) 平成 26 年度 | 33 (100) | 3 (9.1) | 5 (15.2) | 25 (75.8) | 28 (100) | 0 (0) | 4 (14.3) | 24 (85.7) |
| 利用停止請求 | 平成 27 年度 | 16 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 16 (100) | 1 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (100) |
| | (参考) 平成 26 年度 | 7 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 7 (100) | 4 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 4 (100) |

(3) 不服申立て

開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、行政機関の長に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。また、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。

平成 27 年度にされた不服申立ての件数は次のとおり。

(単位：件)

| | 年 度 | 行政機関 | 独立行政法人等 |
|--------|---------------|------|---------|
| 開示請求 | 平成 27 年度 | 201 | 57 |
| | (参考) 平成 26 年度 | 192 | 72 |
| 訂正請求 | 平成 27 年度 | 14 | 7 |
| | (参考) 平成 26 年度 | 11 | 5 |
| 利用停止請求 | 平成 27 年度 | 6 | 1 |
| | (参考) 平成 26 年度 | 3 | 2 |

(4) 訴訟

平成 27 年度に新たに地方裁判所に提起された開示決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、次のとおり。

(単位：件)

| 年 度 | 行政機関 | 独立行政法人等 |
|---------------|------|---------|
| 平成 27 年度 | 6 | 2 |
| (参考) 平成 26 年度 | 9 | 4 |

3 安全確保措置の運用状況

(1) 不適正管理事案の管理状況

ア 不適正管理事案の内訳

平成 27 年度に、個人情報情報の漏えい、滅失又はき損が発生した又は発生のおそれがあると認められた不適正管理事案の件数は、行政機関では 1,075 件、独立行政法人等では 1,240 件である。

これらの事案のうち、配送事故(配送を請け負った事業者による誤送付、紛失)が行政機関 396 件 (36.8%)、独立行政法人等 619 件 (49.9%) と多くを占めている。

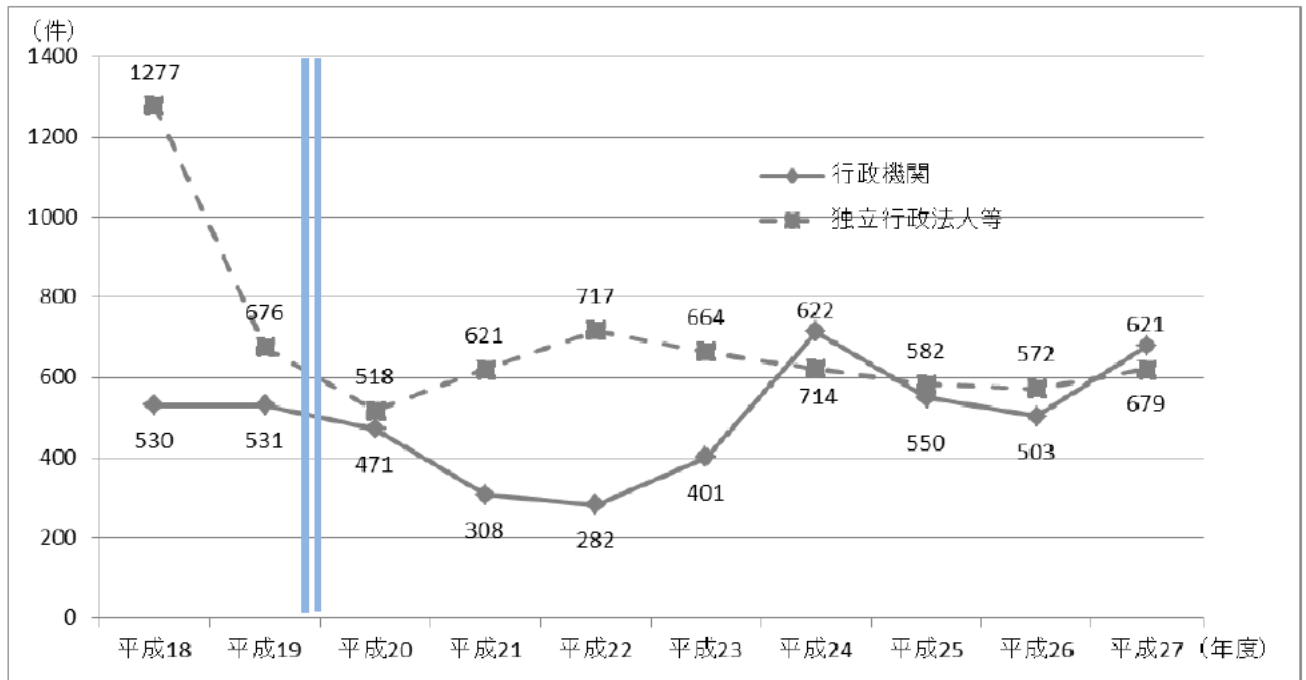
配送事故を除いた不適正管理事案は、行政機関では 679 件、独立行政法人等では 621 件である。これらの事案を発生形態別にみると、行政機関では紛失 240 件(22.3%)が最も多く、独立行政法人等では誤送付・誤送信 395 件(31.9%)が最も多くなっている。

○ 不適正管理事案の件数の発生形態別内訳

(単位:件、%)

| | 不適正管理事案の内訳 | | | | | | | | | | | | |
|--------------|----------------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|------------|-------------|-------------|---------------|---------------|---------------|
| | 配送事故以外 | | | | | | | | | | 配送事故 | | |
| | 発生形態別 | | | | | | | | | | 発生形態別 | | |
| | 誤送付・誤送信 | 誤交付 | 誤廃棄 | 紛失 | ネット上に流出 | 盗難 | その他 | 誤送付・誤送信 | 紛失 | | | | |
| 行政機関 | 1075 (100) | 679 (63.2) | 238 (22.1) | 75 (7.0) | 67 (6.2) | 240 (22.3) | 4 (0.4) | 0 (0.0) | 23 (2.1) | 32 (3.0) | 396 (36.8) | 384 (35.7) | 12 (1.1) |
| (参考)平成 26 年度 | 916 (100) | 503 (54.9) | 190 (20.7) | 70 (7.6) | 9 (1.0) | 165 (18.0) | 17 (1.9) | 1 (0.1) | 11 (1.2) | 25 (2.7) | 413 (45.1) | 394 (43.0) | 16 (1.7) |
| 独立行政法人等 | 1,240 (100) | 621 (50.1) | 395 (31.9) | 68 (5.5) | 12 (1.0) | 88 (7.1) | 21 (1.7) | 5 (0.4) | 9 (0.7) | 28 (2.3) | 619 (49.9) | 178 (14.4) | 441 (35.6) |
| (参考)平成 26 年度 | 1,377 (100) | 572 (41.5) | 322 (23.4) | 73 (5.3) | 8 (0.6) | 99 (7.2) | 15 (1.1) | 1 (0.1) | 20 (1.5) | 35 (2.5) | 805 (58.5) | 107 (7.8) | 698 (50.7) |

○ 不適正管理事案の件数の推移（配送事故以外）



（注）平成19年度以前は配送事故を分類していないため、配送事故を含む件数を参考値として掲載している。

○ 不適正管理事案の件数の機関別内訳（配送事故以外）

（単位：件）

| 行政機関 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-------|--------|--------|
| 厚生労働省 | 330 | 263 |
| 国税庁 | 134 | 51 |
| 法務省 | 61 | 64 |
| その他 | 154 | 125 |
| 計 | 679 | 503 |

| 独立行政法人等 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-----------------|--------|--------|
| 日本年金機構 | 195 | 200 |
| 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 | 49 | 58 |
| 日本司法支援センター | 49 | 41 |
| 住宅金融支援機構 | 47 | 44 |
| その他 | 281 | 229 |
| 計 | 621 | 572 |

イ 不適正管理事案の規模

不適正管理事案に係る個人情報に含まれる本人の数は、5人以下のものが、行政機関では870件（80.9%）、独立行政法人等では1,107件（89.3%）となっている。

（単位：件、%）

| | 不適正管理事案の件数 | | | | | |
|---------|---------------|----------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 本人の数 | | | | |
| | | 1人～5人 | 6人～50人 | 51人～100人 | 101人～1,000人 | 1,001人～ |
| 行政機関 | 1075 (100) | 870 (80.9) | 108 (10.0) | 23 (2.1) | 50 (4.7) | 24 (2.2) |
| 独立行政法人等 | 1240 (100) | 1107 (89.3) | 78 (6.3) | 12 (1.0) | 31 (2.5) | 12 (1.0) |

ウ 不適正管理事案に対する損害賠償請求訴訟

平成27年度における不適正管理事案に対する損害賠償（国家賠償）請求訴訟は、行政機関・独立行政法人等とも新規に提起されたものはない。

(2) 監査・点検の状況

総務省では、各機関における個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(以下「指針」という。)を策定し、各機関では、この指針を参考に、個人情報の適切な管理のための規程(個人情報保護管理規程)を定め、監査・点検等、個人情報の適切な管理のための措置を行っている。

ア 監査の状況

指針では、監査責任者(内部監査等を担当する部局の長等)は、保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行うことを求めている。

平成27年度の監査実施率は、行政機関では86.7%、独立行政法人等では94.5%である。

(単位：機関、%)

| | 行政機関 | 独立行政法人等 |
|-----------------|-----------|------------|
| 監査の実施機関数(監査実施率) | 41 (91.1) | 190 (94.5) |
| (参考)平成26年度 | 40 (93.0) | 188 (93.5) |

(注)行政機関については、平成27年度に新設された機関が複数あること等により、昨年度より監査実施率が下がっている(未実施の機関については、平成28年度に監査を実施するとしていることを確認している)。

イ 点検の状況

指針では、監査とともに、各機関の保護管理者(保有個人情報を取り扱う課室、地方支分部局等の長等)が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めている。

平成27年度に点検を実施した保護管理者数の割合は、行政機関では98.6%、独立行政法人等では78.7%である。

(単位：人、%)

| 年度 | 行政機関 | | 独立行政法人等 | |
|------------|--------|----------------------|---------|----------------------|
| | 保護管理者数 | うち点検を実施した保護管理者の数(割合) | 保護管理者数 | うち点検を実施した保護管理者の数(割合) |
| | | | | |
| (参考)平成26年度 | 26,194 | 25,830 (98.6) | 9,680 | 8,203 (84.7) |

(注)独立行政法人等については、規程の変更等により、保護管理者の範囲を見直した結果、保護管理者数が増えた法人が多数あったことが、点検を実施した保護管理者の割合が昨年度に比べ若干低くなっている要因とみられる。